

一般社団法人 福岡中小企業経営者協会  
定 款

# 一般社団法人 福岡中小企業経営者協会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人福岡中小企業経営者協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

## 第 2 章 目 的 お よ び 事 業

(目 的)

第 3 条 この法人は、自由経済を支える中小企業が単独企業では実施困難な次の各種事業を推進し、もって地域経済の発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

- (1) 協同事業の開発・推進
- (2) 経営環境の改善・整備
- (3) 中小企業経営者の研鑽・交流
- (4) 社会的課題の研究・提言

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業経営の研究, 改善に関する事業
- (2) 中小企業従業員の採用、研修、教育及び福利厚生等に関する事業
- (3) 人的、経済的国際交流の促進に関する事業
- (4) 地域経済の振興及び地域活性化等に関する事業
- (5) 新聞、雑誌の発行等この法人の広報に関する事業
- (6) その他職業紹介事業等この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

(法人の構成)

第 5 条 この法人の会員は次の3種とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した団体又は個人事業者
- (2) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- (3) 特別会員 理事に委嘱された事務局職員

2 前項の会員のうち正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

3 名誉会員及び特別会員の取扱い等については別途定める。

(正会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 正会員、名誉会員、特別会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その正会員及び特別会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) この他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条のほか、正会員が次の各号の一に該当する場合と特別会員が次の (2)、(3)、(5) 項に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 6 ヶ月以上履行しなかったとき
- (2) 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 正会員である団体が解散したとき又は 2 年以上営業活動がないと総会が認めるとき
- (5) 総正会員が同意したとき

(抛出金品の不返還)

第 11 条 退会し、又は除名された正会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

## 第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 正会員、名誉会員、特別会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第 14 条 総会は、定時総会として、毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

- 第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員及び特別会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員及び特別会員は会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

(議 長)

- 第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

- 第 17 条 総会における議決権は、正会員及び特別会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

- 第 18 条 総会の決議は、総正会員及び特別会員の議決権の過半数を有する正会員及び特別会員が出席し、出席した当該正会員及び特別会員の議決権の過半数を持って行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 前 1 項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員及び特別会員の半数以上であって、総正会員及び特別会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。
- (1) 正会員及び特別会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第 19 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名が議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員配置)

- 第 20 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 15 人以上 40 人以内
  - (2) 監事 4 人以内
- 2 理事のうち 1 人を会長と、7 人以内を副会長にする。

- 3 会長及び副会長以外の理事のうち専務理事1人及び必要に応じ常務理事2人以内をおくことができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 5 第3項の専務理事、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長の指示を受けて会務を処理する。
- 4 常務理事は、常務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事の再任を妨げない。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなる時は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任が就任するまではなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として名誉会長と顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本協会の会長経験者の中から理事会の決議を経て、会長が委嘱することができる。
- 3 顧問は、本協会の副会長経験者（特別顧問）、学識経験のある者又は経営経験豊富な者（常任顧問）の中から理事会の議決を経て、5人まで会長が委嘱することができる。
- 4 名誉会長及び顧問は会長または理事会の要請により理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 名誉会長及び顧問の報酬は、無償とする。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長（代表理事）、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときは又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、理事会の決議を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、3 号、4 号の書類については、定時総会に提出し、

第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第36条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議による。

4 職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第11章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は 山 口 秀 範 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行った時は、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 2 5 年 4 月 1 日 施行

平成 2 8 年 5 月 2 6 日 一部変更

平成 3 0 年 5 月 2 4 日 一部変更